

支部ニュース

2014年1月 No.482

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com 〒112-0002 文京区小石川 2-3-28-201
Tel03-3814-3971 Fax03-3814-2623 郵便振替 00130-6-87399

- 第42回支部総会のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・齊藤園生
- 2014年を迎えて・・・・・・・・・・・・・・・・・・宮川泰彦
- 2014年度 支部長・幹事立候補および推薦の受付・・・・・・・・武井一樹
- 秘密保護法及び国家安全保障会議の制定のこれから・・・・・・・・長澤 彰
- 猪瀬・5000万円問題の今後について・・・・・・・・・・・・・・・・平 和元
- TPP学習会 連続憲法学習会（12月18日）の概要・・・・・・・・・・瀬川宏貴
- 東京地評第7回「労働者の権利」討論集會に参加して・・・・・・・・大浦郁子
- 若手弁護士へのメッセージ・・・・・・・・・・・・・・・・岡村親宜
- 臨時幹事会の報告～都政を変え、国政を変えよう～・・・・・・・・前川雄司
- 幹事会議事録
- 日誌

第42回支部総会のご案内

事務局長 齊藤 園生

第42回の支部総会が開かれます。1日目の記念講演は、学習院大学の青井未帆教授にお願いしました。秘密保護法反対運動でも積極的に発言され、今最も脂ののっている憲法研究者です。2日目は憲法、労働など各分野ごとに各事務所の運動についても積極的に議論をお願いします。各事務所、弁護士も事務局も是非多数の参加をお願いします。特に66期の新人は必ず出席できるように、各事務所ご協力ください。

*日時	2月21日	13時より～22日	13時まで
*内容	1日目	記念講演 青井未帆	学習院大学教授 「安倍政権の改憲策動の現段階」（仮題）
	2日目	各課題についての討論	
*場所	KKRホテル熱海		

2014年を迎えて

支部長 宮川 泰彦

1 安倍政権は、昨2013年・国家安全保障法会議設置法に続き特定秘密保護法を強行「成立」させ、そして新防衛大綱、中期防衛力整備計画を閣議決定しました。2014年には安全保障基本法を成立させ、憲法9条の立法改憲・解釈改憲を強行し、そして9条明文改憲を目指しています。

安倍首相が掲げる「積極的平和主義」とは、協調と相互信頼に基づく非軍事による平和主義は消極的平和主義であるとし、アジアは勿論全世界で、武力の行使あるいは武力による威嚇・抑止力によってもたされる「平和」に日本も積極的に貢献する、というものでしょう。そして、手始めに武器輸出3原則の形骸化です。

日本を武力行使する国にするには国民の協力・理解が必要です。そこで、安倍政権は、国民に対し、「国を愛する心」、「個人のことより社会全体を尊重する心」を強調し、道徳の正科目化など国民の心にも踏み込もうとしています。

安倍首相の云う「日本をとりもどす」とは、いつのどの様な日本に戻そうとしているのか、簡単に想像できます。

安倍政権は、各分野において反国民的政策を強行しようとしています。雇用と労働を無秩序にする労働法制等改悪、命と生活に直結する原発再稼働・原発輸出、教育の中央集権化を図り現場の教育の自由を奪う「教育改革」、アジアをはじめ世界からの非難を十分承知したうえでの靖国神社参拝、生活保護法改悪、消費税増税、国の主権を投げ捨てるTPP参加等々、憲法秩序全体を破壊する方向に暴走しようとしています。

2 他方、特定秘密保護法に対する広範な国民・各界の急速な反対・廃止運動に示されたように、人権・平和・国民主権・憲法9条をゆるがせにしてはならないということが広範な国民的意思として表されました。

2014年は、憲法秩序を守るために、安倍政権の暴走にストップをかけることが求められています。団支部は法律家の良心に従って多くの都民との共同行動、訴訟などの事件解決等々を通して憲法、平和主義、国民主権、人権尊重主義がこの国に根付くよう今年も努力する所存です。

3 2月9日には都知事選が実施されます。

1月6日、宇都宮健児さんが正式に立候補を表明しました。宇都宮さんは、安倍暴走に正面から対決する都政を実現を目指すことを表明し、憲法擁護、特定秘密保護法廃止、脱原発など人が希望をもてる東京を訴えることを明らかにしました。

団支部は宇都宮さんを積極的に支持し、東京から安倍政権の暴走にストップをかける運動に参加します。

4 東京支部は、年間イベントとして団の歴史にも関係する5月1日メーデー参加、時勢から求められる問題に関する勉強・運動交流の合宿であるサマーセミナー、秋のソフトボール大会などの年間企画も予定しています。ふるってご参加下さい。

改憲勢力は総力を挙げて挑んでくるものと思われます。我々自由法曹団においても老・壮・青の各団員が力を合わせ（あるいは各自が）全員で憲法秩序を守るために力を尽くそうではありませんか。

各団員がこの1年元気で明るく過ごされることを願い、2014年を迎えてのご挨拶とさせていただきます。

2014年度 支部長・幹事立候補および推薦の受付

2013年12月18日の東京支部幹事会をもって、第42回東京支部定期総会における支部長及び幹事選出のための選挙管理委員会が発足しました。

選挙管理委員会では、支部長・支部幹事の立候補および推薦の受付をいたします。来る1月20日午後2時までに、東京支部事務局まで、文書にてご提出下さい。

会議への出席が可能な団員（数回に一回の出席ができる団員）を推薦下さるようお計らいください。

2013年12月18日 自由法曹団東京支部選挙管理委員会 委員長 武井一樹

秘密保護法及び国家安全保障会議の 制定のこれから

代々木総合法律事務所 長澤 彰

安倍政権は、昨年11月27日、国家安全保障会議設置法を成立させ、12月6日、秘密保護法の強行採決に至った。秘密保護法については、最終盤、8割を超える国民が、反対もしくは慎重審議を求め、強行採決された。日に日に、国民の反対の声が増大し、法案成立の危機感を抱いた安倍政権が、議会制民主主義を踏みにじた歴史的暴挙である。法案は成立したが、秘密保護法に反対する世論は、益々、増大し、秘密保護法廃止を求める運動に引き継がれている。6割を超えていた安倍内閣の支持率は、秘密保護法強行成立によって、10ポイント以上低下し、過半数を割り込んだ（朝日・46%、毎日・49%、時事通信・47%）。

秘密保護法は、未完成な法律であり、政府は、今後、「第三者機関」等に関する法律を制定し、公布後1年以内の施行をめざしている。法案審議の中で、廃止を求める運動をさらに強めていくことが必要である。

安倍政権は、昨年12月17日、国家安全保障会議と閣議で、「国家安全保障戦略」を定め、新防衛大綱・新中期防を決定した。「戦略」は、外交・安保政策の中長期的な指針となるもので、昭和32年に国防会議と閣議で決定した「国防の基本方針について」に代わるものである。「戦略」は、「専守防衛」に代えて、集団的自衛権行使をにらんだ「積極的平和主義」を「基本理念」として明記した。世界の「主要プレイヤー」としてアジア太平洋地域全域、地球的規模で軍事的関与を強めていくことを宣言した。同時に、同戦略を踏まえた新「防衛計画の大綱」と軍事力強化のための新「中期防衛整備計画」を定めた。

安倍首相の願望は、「憲法改正は、私の歴史的使命である」と述べるように、「海外で戦争する国」を作ることである。安倍政権の「戦争する国」づくりについて、5つの動きから、見ていきたい。

第1は、秘密保護法の制定である。主権者である国民に重要情報を隠し、情報の操作が容易にできるように操ることを狙っている。アメリカがイラク攻撃を開始するにあたり、「大量破壊兵器の存在」という虚偽情報によって、戦争が開始された記憶がよみがえる。

第2は、日本版NSC（国家安全保障会議）である。総理大臣、官房長官、外務大臣、防衛大臣の4人の閣僚を中心に「国家安全保障会議」を設置し、軍事・外交・安全保障について審議する軍事司令塔をなす。国家の重大情報を4人の閣僚だけで独占し、首相官邸とホワイトハウスを結び、日本の戦争作戦決定を迅速化する仕組みである。

第3は、集団的自衛権行使を容認するための政府見解の変更と立法化の動きである。通常国会には、政府見解の変更を行い、国家安全保障基本法案を提出し、集団的自衛権行使を法律で合憲化することを狙っている。

第4は、新「防衛計画の大綱」である。特徴は、①自衛隊の海兵隊化。自衛隊にオスプレイと水陸両用艦を導入し、アメリカの海兵隊のように殴り込み部隊化することである。②敵基地攻撃能力の保有。北朝鮮のミサイルが発射される前に北朝鮮のミサイル基地を攻撃しようとするもの。③従来の「専守防衛」という考えは一切なくしてしまうことである。

第5は、日米ガイドラインの見直しである。ガイドラインは、「日米の防衛協力のための指針」である。1997年に新ガイドラインが制定され、翌年1998年には、新ガイドライン関連法案として「周辺事態法」が制定された。今度は、海洋進出を強める中国の動向やミサイル発射を計画する北朝鮮などを念頭に日米の連携を強化する狙いである。

以上

猪瀬・5000万円問題の今後について

三多摩法律事務所 平 和元

1 金の流れの一端が発端

2013年11月21日、徳洲会の公選法違反事件の捜査の中で、徳洲会からのお金の流れの一端として、5000万円の猪瀬都知事に対する資金提供が発覚した。猪瀬氏は当初「都知事選に立候補することから資金提供という形で応援してもらった」と述べたが、数時間後に「個人の借入」と説明を変えた。しばらくは個人的な借入との釈明に固執した。公選法違反、政治資金規正法違反の訴追を逃れ、これだけは免れ得ない都条例による資産の収支報告義務違反としての違反だけで何とか逃れようとしたものである。

2 百条委の設置

しかし、副知事から都知事選に出ようとする当時の猪瀬氏としては個人的な借入が必要という状況では全くなかった。個人的な借入であれば銀行からの借り入れも十分にできる立場にあった。都知事選に出ることを理由とする貸付・借入であり、選挙関係の借入である事実は覆しようがなくなった。また徳田虎雄氏に会った際、「東電病院について取得を目指す意向を表明」されていたことが発覚するや当初

百条委員会の設置に及び腰であった自民公明も百条委の設置を求めざるをえなくなった。

百条委は議会の権限による調査権として、関係人の出頭、証言、記録の提出を求めることができる。その権限は強力で、証言拒否、出頭拒否、記録不提出についての罰則（6ヶ月以下の禁固、10万円以下の罰金）がある。

猪瀬氏は副知事時代、都の周産期医療体制PTの座長をしていた。副知事時代も徳洲会とは無関係ではない。現に猪瀬氏の副知事時代に東京都は徳洲会に補助金7億2400万円を出している。ましてや知事になればその権限が大きく広がる。公務員になろうとする者が5000万円を無利子、無担保で返済期限も定めもなく借り入れた。そして知事となった。収賄罪の可能性もでてくる。

また猪瀬氏の5000万円は徳洲会からのお金の流れの一端として発覚したにすぎない。都の行政と徳洲会のお金との関係は石原都政時代から濃密になっていた筈だ。石原都政時代のお金の流れについて、徳洲会が都に進出する経緯を明らかにする必要がある。そこには石原都政における与党の議員も多く関与しているのではなかろうか。また徳洲会マネーは自民党はじめ多くの国会議員へも多額のお金が渡っている。百条委ではここまで切り込んで行けた筈だ。

3 辞任による設置拒否

12月19日猪瀬都知事の辞任、そして共産を除く自民公明などの百条委の設置要求の取り下げとなった。これは上記法的責任の追及を阻止したもの、また石原都政時代からの徳洲会との関係を明白にすることを阻止したもの、さらには与党など政党、政治家への波及を阻止したものとしか考えられない。石原都政を引き継ぐことを表明した猪瀬氏に対する5000万円の貸与。石原都政との関係も引き続き追求する必要がある。

TPP学習会

12月18日の連続憲法学習会の概要

東京合同法律事務所 瀬川 宏貴

1 TPPとは？

TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）は、2006年にチリ、ブルネイ、シンガポール、ニュージーランドの経済的小国4か国が始めたもので、これをオリジナルTPP、P4などという。2009年、そこへアメリカが協議参加してきたことで変容した。日本は2013年に協議参加した。現在の参加国は、上記の他、マレーシア、ベトナム、オーストラリア、ペルー、カナダ、メキシコ。

TPPの目的は、①障壁を除去し、物品及びサービスの貿易を円滑化すること、②公平な競争条件を促進すること、③投資機会を拡大すること、④知的財産の適切かつ効果的な保護と執行を提供すること、⑤貿易紛争を防止し解決する効果的なメカニズムを創設することとされている。

なお、日本政府によると、TPPは、①アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）に向けた道筋の中で、アジア太平洋地域における高い水準の自由化を目指すものであり、②FTA（後述）の基本的な構成要素である物品市場アクセス（物品の関税の撤廃・削減）やサービス貿易のみではなく、非関税分野（投資、競争、知的財産、政府調達等）のルール作りのほか、新しい分野（環境、労働、「分野横断的事項」等）を含む包括的協定とされている（外務省）。

2 TPPの情勢

自民党は、2012年3月、TPP交渉参加の判断基準を公表している。これによると、①政府が「聖域なき関税撤廃」を前提にする限り、交渉参加に反対する、②自由貿易の理念に反する自動車等の工業製品の数値目標は受け入れない、③国民皆保険制度を守る、④食の安全安心を守る、⑤国の主権を損なうようなISD条項（後述）は合意しない、⑥政府調達、金融サービス等は、我が国の特性を踏まえるとされている。

その後安倍首相は、2013年3月、交渉参加を表明し、政府統一試算を公表した。これによると、GDPが3.2兆円増えるが、農業清算額は3兆円減少するとされている。現在の日本の農業生産高は7兆円であるから、農業生産は壊滅的となる。これに対し、現在の日本のGDPは500兆円であるから、これが3.2兆円増えても、農業への深刻な打撃を考えるとTPPに参加することが合理的とは到底いえない。

アメリカの無理な要求に、日本を含む参加各国は追い詰められつつある。

同年4月、日米事前協議合意により、アメリカの自動車関税を最大限据え置きすること、かんぼ生命ががん保険などの新商品を申請しても不許可とすることが取り決められた。他方で、日本が「聖域」とする農産物の関税例外化は何らの合意もなされていない。

さらに同年8月の第1回日米並行協議では、アメリカより、自動車の輸入規制の排除を求められている。

3 TPPに入らないと孤立する？

日本は、FTA（自由貿易協定）、EPA（経済連携協定）を締結しているため（発行済み13か国、交渉中8か国）、TPPに入らなくても、取り残されることはない。

FTAは、特定の国や地域との間でかかる関税や企業への規制を取り払い、物やサービスの流通を自由に行えるようにする条約。

EPAは、物流のみならず、人の移動、知的財産権の保護、投資、競争政策など様々な協力や幅広い分野での連携で、両国または地域間での親密な関係強化を目指すもの。

日本ではEPAを軸に推進しており、GATT（関税および貿易に関する一般協定）およびGATS（サービスの貿易に関する一般協定）に基づくFTAによって自由化される物品やサービス貿易といった分野に加え、締結国と幅広い分野で連携し、締約国・地域との関係緊密化を目指すとしている。

4 TPPの特徴

（1）秘密保護協定

TPP交渉参加国は、交渉中はもちろん発効後4年間は交渉内容を公表してはならないという取り決めがある。そのため、交渉内容は推し量るほかない。

（2）広範な対象分野と懸念される問題

P4協定やFTAなどから推し量ると、

- ① 例外なき関税撤廃→食糧自給率の低下、農業への壊滅的打撃
- ② 衛生食物権措置→食の安全の確保が脅かされる
- ③ 貿易の技術的障害の撤廃→遺伝子組み換え食品表示が禁止されることもありうる
- ④ 競争政策→中小企業保護の取り組みが困難になる、労働法制において解雇制限の制限もありうる

- ⑤ 知的財産に関するルールづくり→ジェネリック医薬品の問題
- ⑥ 政府調達ルールづくり→自治体行政が制約される
- ⑦ サービス貿易・一時入国の自由化→あらゆる産業が競争にさらされる
- ⑧ 金融の自由化→共済事業が危機に
- ⑨ 投資の自由化→租税回避を防止できない、国営企業が危機に

(3) I S D条項

I S D条項は、外国企業が相手国政府を国際仲裁裁判所に訴える制度であり、①収用補償条項、②公正公平待遇違反条項がある。これらは、定義が曖昧でいくらかでも広がる可能性がある。

たとえば、国内裁判所の判決に対しても公正公平原則違反が認められたものとして、国際石油会社が、長年にわたり廃液を違法に投棄していたことに対して、住民が損害賠償を提起し、エクアドル裁判所が約180億ドル（懲罰的賠償を含む）の賠償を命じる判決を出したところ、同社が国際仲裁裁判所に申立てをし、エクアドル裁判所の判決の執行停止を命じる裁定が出されたという事例がある。

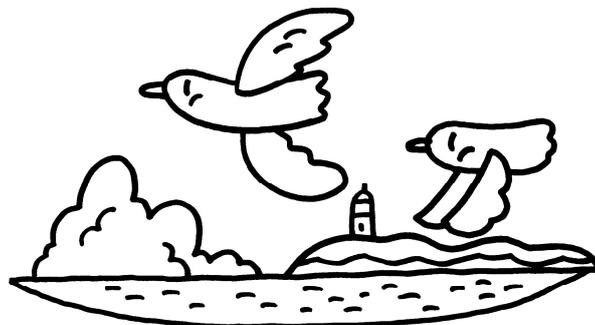
このように多国籍企業の訴えにより、すべての国内措置がT P Pルールの洗礼を受け、場合によっては変更を命じられることとなる。これに対して日本の司法権は及ばないとされている。

5 立法権、条例制定権が制約される

日本国憲法98条2項は、「日本国が締結した条約及び確立された国際司法は、これを誠実に遵守することを必要とする」とし、国際協調主義を採用している。そのため、有効に成立した条約の効力が法律より上位とされる。

したがって、現在の法律や条例は、T P Pルールに違反していることが改正理由となり、これから作ろうとする法律や条例は、T P Pルールに違反する内容で制定できない。

こうしてT P Pは、立法権まで奪い、国民主権を奪うものとなることが懸念される。



東京地評第7回「労働者の権利」 討論集会に参加して

三多摩法律事務所 大浦 郁子

勤労感謝の日である2013年11月23日、東京地方労働組合評議会（東京地評）で第7回「労働者の権利」討論集会が開かれました。

「労働者の権利」討論集会は、東京地評が中心となり、働くもののいのちと健康を守る全国センター、民放労連、東京争議団、日本出版労連、JM IU、団東京支部などの団体から担当者が実行委員会に参加して企画を検討し、開催されている集会です。東京支部としても、毎年担当次長が実行委員会に参加する活動と位置づけて積極的に取り組んでおり、去年は私が参加させて頂くこととなりました。

当日の全体会では、龍谷大学名誉教授の萬井隆令教授により、「安倍政権・雇用規制緩和の策動と労働者の権利」と題した記念講演が行われました。記念講演では、労働時間法制、限定正社員制度、労働者派遣制度、解雇の金銭解決制度等について幅広い解説、分析がなされるとともに、雇用特区の代案の内容にも触れ、安倍政権が狙う規制緩和の正体が明らかにされました。とりわけ、労働者派遣が全体として拡大し、永続化することに対して強い警鐘が鳴らされ、参加者もその危険性を十分に認識できたことと思います。

その後は、第1分科会「労働者の現状と権利擁護のたたかい」、第2分科会「解雇・雇止めのたたかい」、第3分科会「組合差別・団交拒否問題」、第4分科会「ブラック企業・パワハラ・うつ病を考える」、の4つの分科会に分かれて活発な議論が行われました。私は第一分科会の司会者を務めましたが、電気リストラの現状についての報告、昭和ゴム労組の争議報告、新宿一般労働組合からの取組報告、JM IU HOYA支部からの争議報告等、多岐にわたる報告、討論を行い、労働組合の意義や運動の大切さを改めて実感することができました。分科会は、議論の場であるとともに、各団体が積極的に交流する場ともなっており、その面でも大変意義のある集会であったと思います。それぞれの分科会には、団東京支部から団員に助言者として参加して頂き、今回の集会も大変盛況のうちに終わることができました。

安倍政権は、雇用改悪・規制緩和を推し進めようとする姿勢を一切崩そうとしていませんが、厚生労働省が年内のとりまとめを目指していた労働者派遣法の労働者派遣制度の見直し案について、年内のとりまとめを見送らせるなど、私たちの運動は確実に実を結び始めています。厚生労働省は、年明けにも再度会合を開いて見直し案のとりまとめを目指すと言われていますが、このような暴挙を許してはなりません。今後も、一つ一つの運動を大事に、より一層、雇用改悪阻止のための運動を前進させていきたいと思っています。

若手弁護士へのメッセージ

東京本郷合同法律事務所 岡村 親宜

私は、司法修習20期で、1968年に弁護士登録しました。約45年余弁護士活動をしてきました。私が、自分の経験から、団所属の若手弁護士に何かメッセージを記しても、どこまで受け止めてもらえるかわかりませんが、ともかく、弁護士登録以来今日まで、何を考え、どのように弁護士として生きてきたかを以下記して、若手弁護士のみなさんへのメッセージとします。

私が入所させていただいた内藤功事務所は、所長が総評弁護団（現在の日本労働弁護団）の常任幹事であった個人事務所でした。労働弁護士を志した私は、事務所入所と同時に同団に入会し、同団を活動の基礎とさせていただきました。生活は、居候弁護士として、修習生時代とほぼ同額の賃金を保障していただき、事務所の事件を担当すると共に、他に自分の依頼者から事件を引き受け、報酬を取得することを認めていただき、その収入も加えて生活しました。

皆さん！弁護士として何が基本的に第一に大切だと思いますか？私は、上記のとおりの開業でしたが、弁護士は、依頼者から事件の依頼を受け、着手金・報酬金の支払を受けることによって始めて成り立つ生業であり、担当する事件が多ければ多いほど収入が増える生業ですから、それが成り立たなければ、いかに高い志を抱き、そのために社会の役に立つ仕事をしたいと考えても、何もやることはできないと考えました。したがって、事件をいかに手際よく処理するかが、弁護士として第一に大切なことだと考えました。年齢を重ねた今でも、そのように考えています。

そして、そのためには、担当する事件の書面は、できるだけ早め早めに依頼者と打合せ等をし、段取りを早めに組んで書面の作成、証拠書類の作成等をするよう努力しています。毎回、期日が差し迫ってやっと書面等の作成を間に合わせるようでは、新しい事件の依頼があっても、受任して適切な対応をすることができないからです。

また、そのためには、裁判事件の場合は、できるだけ裁判所に出頭してもらい、事件の流れを理解してもらい、その都度必要な打合せ等をして本人から事件を進めるために必要な情報を提供してもらい、次回裁判期日への準備を早めに完了しなければなりません。それが庶民の金額が大きくない事件を、できるだけ沢山扱おう秘訣ではないでしょうか？

しかし、弁護士の仕事は、職人的に事件をいかに手際よく処理したとしても、それでは持続的に弁護士として生きていくことはできません。皆さん！それでは、弁護士として何が第二に大切だと思いますか？金額の大きくない事件を取り扱った私は、手持事件数が増えていかなければ、弁護士として持続的に生きていくことは不可能であると考えました。現在も、事務所を経営して生きていくには、それに相当する事件数を持続的に受任しなければならないと考えています。したがって、弁護士として第二に大切なことは、新しい事件の依頼が来るように、より多くの方々と的人間的交際をすることです。

最低限、まず年賀状と暑中見舞いは友人、知人、親戚、知り合い等に毎年確実に出して、何かの法律問題があれば、相談が受けられるようにしておく必要があります。集団事務所では「事務所ユース」

は送付していますが、弁護士一人一人は、年賀状と暑中見舞を出さない人がいると聞いたことがあります。が、依頼者は、自らが信頼する特定の弁護士に相談し、事件を依頼するのですから、「事務所ニュース」を送付していたとしても、弁護士一人一人も、年賀状と暑中見舞を出すのがベターではないでしょうか。もとより、弁護士一人一人が、年賀状と暑中見舞にいかなる内容を記載するかの工夫は必要です。

また、私の若い時代は、弁護士の広告が禁止されていた時代でしたから、年賀状と暑中見舞が唯一の広告でしたが、現在では、事務所や弁護士個人のホームページを活用する方法も大切でしょう。しかし、依頼者が事件の依頼をするのは、その弁護士に対する信頼です。それは弁護士との面談・対話により成立しますから、弁護士はより多くの方々との人間的交際をしなければなりません。同窓会はもとより、本人の趣味の集まり等にも直接出向いて行き、雑用を引き受けることも大切だと思います。

上記のような努力をしておれば、弁護士として安定した生活をおくることが十分可能な事件を持続的に担当していくことが可能となると考えます。私は、現在では無理ですが、体力的に可能な時代には、70、80件の事件を担当していたことがありました。

ところで、事件をいかに手際よく処理でき、安定した生活をおくることが十分可能な事件数を持続的に担当したとしても、それだけで満足することはできません。弁護士は、ただ事務所の社会基盤の範囲内だけで弁護士活動をするだけでは、果たして、弁護士として満足のいく生き方をしたといえるのでしょうか？皆さん！それでは、弁護士として何が第三に大切だと思いますか？私は、それは、事務所の社会基盤を越えて自らの世界観と合致する法律家団体・弁護団に加入し、もしくは弁護団の結成に参加し、その活動に加わり、その活動を通じて、自らの世界観と合致する事件を担当し、その分野の専門知識を集積し、ライフワークとして社会に貢献することだと考えます。

私は、家族の支援により、鳥取の山の中から上京して大学教育を受けさせてもらい、その上に弁護士という職業に就任させてもらえたのですから、弁護士登録以来、総評弁護団（現在日本労働弁護団）に加入し、その事務局員、常任幹事、労災研究会、季刊誌「季刊労働者の権利」編集長、副会長に長年就任し、労働者の権利擁護の活動に加わってきました。とりわけ、長年にわたる労災研究会の活動を通じて、労災職業病問題をライフワークとする弁護士にならせてもらいました。そして、この活動により、ストレス疾患労災研究会の結成と活動、過労死弁護団の結成と活動を続けさせていただいております。

この活動により、「労災裁判の展開と法理」（総合労研、1982）、「過労死と労災補償」（旬法社、1990）、「労災補償・賠償の理論と実務」（エイデル研、1992）、「過労死・過労自殺救済の理論と実務」（旬法社、202）等の出版もしていただきました。

しかし、事件をいかに手際よく処理でき、安定した生活をおくることが可能であり、自らの世界観と合致する法律家団体等に参加して、その活動に加わり、その活動により社会に貢献する活動を真面目にやるとしても、それではストレスを解消することは困難であり、健康を保持して生涯持続的に弁護士を続けることは不可能です。皆さん！それでは、弁護士として何が第四に大切だと思いますか？私は、それは、弁護士生活とは無関係な「趣味」を持ち、できれば、その「趣味」を共有できる「心友」を持つことだと考えます。私は、年齢40歳までこの大切さを悟り、実践していませんでした。が、その歳に、重病を患いその大切さを悟り、源流の岩魚釣りの「趣味」を実践していた同期の弁護士大

森鋼三郎兄のお陰で、私もその「趣味」の世界に開眼し、その後30年余この「趣味」に生かされて弁護士活動をさせてもらっています。大森兄との共著「岩魚庵閑談」（つり人社、2000）、「岩魚釣りの旅札賛」（近代文芸社）も出版させていただきました。大森兄亡き後のここ数年は一人旅となりましたが。

以上、思いつくままを記しました。若手の弁護士の皆さん。せっかく苦節して弁護士になったのですから、自分の頭で考えて、実り多い、楽しい弁護士生活をされることを祈念致します。

臨時幹事会の報告

～都政を変え、国政を変えよう～

2013年12月27日

幹事長 前川 雄司

12月26日の臨時幹事会は、来年2月9日に投票が予定されている都知事選挙について自由法曹団東京支部の方針を決定しました。経過と決定内容を以下の通りお知らせします。各事務所では是非討議していただき、都知事選勝利のために大いに奮闘しましょう。

1 なぜ方針決定か

猪瀬知事は、石原都政の継続を宣言し、大規模開発をすすめ、都民生活切り捨てる政策を進めていましたが、徳洲会グループからの5000万円の不明朗な資金提供について東電病院売却の賄賂ではないかと追及される中、十分な説明もなく都政を投げ出しました。いまこそ、都政を金で売りわたすような政治ではなく、前回都知事選で打ち出され団東京支部も支援した「4つの柱」、すなわち①脱原発、②格差・貧困の克服、③教育の再生、④憲法の生きる東京を実現する都政への転換が切実に求められています。来年2月9日の投票が決まり、期間が切迫する中、年内に団東京支部としての方針を決定することが是非必要と考え、臨時幹事会を開いたものです。

2 「4つの柱」の政策を掲げる候補を支持決定

臨時幹事会では、候補者も政策も決まっていな中で支持決定の採決をすることについて反対・保留の意見もありましたが、投票までの期間が迫っている事態をふまえ、上記の「4つの柱」の政策を掲げる候補を支持し、当選のために全力で支援することを賛成多数で決定しました。

首都東京で、「4つの柱」の政策を掲げる候補が勝利すれば、秘密保護法を強行採決し、集団的自衛権行使容認へ邁進する安倍政権にも痛打になります。秘密保護法反対や反原発などの闘いの輪を大きく広げて、都知事選勝利のために全力で奮闘しようではありませんか。

3 スタートしよう

★緊急募金→選挙には何より資金が必要。支部独自の募金を呼びかけます。

振込口座が決まり次第お知らせします。

★1・22弁護士集会→飯田橋レインボーホール

1月22日（水）18時30分～

各事務所からぜひご参加ください。

12月幹事会 議事録

1 情勢

- E) 12月17日に安倍政権が防衛計画の大綱などを閣議決定 秘密保護法廃止という取り組みももちろん重要だが、とにかく改憲に向けて走っているから早めに動かなければならない
- M) 安倍政権は既定方針を強く推進している
第一次安倍内閣のときにも相当数の強行採決を行った 今後も同様だろう
秘密保護法廃止に向けて迅速に取り組むべき
- E) 第一次安倍政権のときをふまえて躓かないうちに進めていくという方針
全体としてはやりやすい状況になってしまっている
- S) 秘密保護法について当初反対意見はそれほど多くなかったが、審議が進につれて反対、慎重審議を求める意見が多くなった 休会の間にとれだけできるか
- H) 秘密保護法でこれまで運動に参加しなかった人が参加した 今がチャンスとも言える
これを絶やさずに次につなげていく必要がある
未成年デモが来年1月に予定されているので動きを絶やさず支援していきたい
若手の会が集団的自衛権に特化したリーフを作る予定
- S) 猪瀬都知事はもう持たない 都民の追及に耐えられないのではないかと
- M) 猪瀬は自分からは辞任しないと思われる 相当ハードルが高いが不信任決議か
猪瀬都知事が辞任して幕引きとなるのは許されない

2 改憲策動、「秘密保護法」等に対する取り組みについて

- M) 特定秘密保護法案廃止に向けて何が出来るか
日比谷野音の集会だけで終わらず、今後も具体的な動きを作っていくことが必要だ
- H) 若手の会として秘密保護法に反対した議員にお礼と激励の FAX をした
- S) 団本部の PT はこれまでの意見書を本にして出版、1月16日に院内集会、国会開会の日に包囲行動を予定している
- M) 各事務所ともかなり力を入れて運動をしたが、今後東京支部で何かできないか
東京憲法会議に呼びかけて具体的な動きを作るなどはどうか
できれば2月の総会では廃止に向けてどう動いていくかの議論を行いたい
- S) 東京の共同センター主体に企画を持ち込んではどうか
- M) まずはそれぞれの団体が何を考えているのかヒアリングを行うところから始める
- m) 秘密保護法そのものに関連して一連の動きがあるはずだが、安全保障基本法の動きも平行して出てくるだろう 最終的には明文改憲を狙っている
- S) 今回の防衛計画大綱も国会が終わったとたんに決定された
閣議決定で方針を決め、既成事実を作ろうとしている そこにどう対抗できるのか

- m) 逆にこのスピード感は安倍政権の焦りを示している
4月に消費税増税、いずれ TPP の内容も明らかになるから安倍政権にとっても時間がないという側面がある
- S) 安保法制懇がどのくらいのスパンで報告書を出すか、かなり早いと予想される
秘密保護法廃止に加え、集団的自衛権を許さないという点にシフトすべき
- H) どちらも重点を置いて運動していくことが重要だ
- M) アメリカとの共同行動を取りやすくする目的だということをはっきりと明らかに
- E) 集団的自衛権だけで運動を起こすのは難しい 秘密保護法と結びつけて運動するほうがやりやすく、むしろ集団的自衛権だけよりもやりやすくなった
- m) 集団的自衛権を容認しようとするすると自衛のための必要最小限度の実力という枠を外すことになる
そうすると自衛隊がなぜ憲法 9 条 2 項に違反しないのかという論理矛盾が出てくる
- E) 安全保障については極端な論理で攻めてくるので、カウンター攻撃がしにくい
アレルギーの強い秘密保護法と組み合わせて運動を進めていくことが必要だ
- S) 一度全体的な勉強会を実施して今後備えるべきである
1月下旬から 2月頃にかけて講師を招いて現在の政治勢力の分析、全体的な俯瞰を

3 労働問題、貧困問題

- O) 12月12日に労政審の部会から労働者派遣制度に改正についての骨子案
規制改革会議雇用 WG の報告、在り方研の報告書をそのまま踏襲するもの
業務区分、業務単位での期間制限を撤廃し労働者個人単位で派遣受入期間を 3 年とする、派遣先の組織単位を変えれば同じ企業で同じ派遣労働者を使い続けること、派遣を永久的に使い続けることが可能になる
団本部が 12月18日に反対の声明を出している
貧困問題について、生活保護法を改悪する改正案が成立した
同時に成立した自立支援法が好意的に捉えられており、問題点を指摘することが必要
- S) 国家戦略特区法案も成立した 法律を改正しなくてもやりたい放題になる
- E) 労働・貧困問題と安全保障をどのように結びつけるかが問題だ
財政の問題、アメリカの兵士の実態などと訴えることが重要ではないか
- m) 貧困が進めば徴兵制を導入するまでもなく軍隊に入るしかない、ということになる
- E) 本当の安全保障は何か、財政問題から考えていくことも重要だ

4 震災・原発問題

- I) 学者と共同の研究会を立ち上げた。研究会の成果を学者が論文として発表し、それを裁判で活用する予定。現在最も先行している千葉の訴訟で裁判所が不法行為の審理はしない、原賠法のみで審理をすると明言しており危機的状況。他の弁護士も千葉の訴訟を支援している状況
- m) 裁判官を忌避すべきではないか
- H) 東京電力が原賠法が適用になるので不法行為は適用除外になるという主張をしているが、裁判所がそれにのっているのであれば問題である

- m) 裁判所に対して「重大な決意をする」と述べるなど圧力をかけていくべき
震災直後に比べると国民全体で被災者を救済するべきという論調がない そこをもっと盛り上げていくべき
- I) 来年4月5、6日に福島で原発と人権交流集会、4月7日に現地調査をする予定
- M) 官邸前行動をしている人たちとの連携を模索すべき

5 教育問題、オリンピック問題、都政問題について

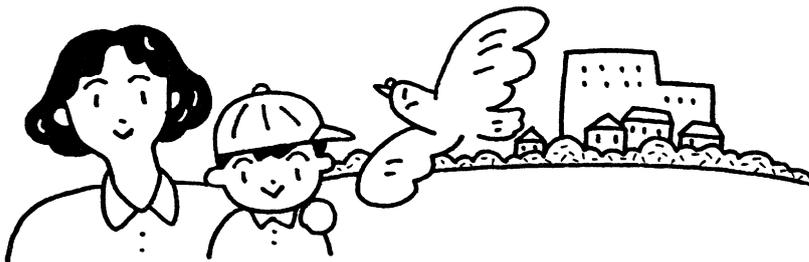
- m) 猪瀬都知事はもう持たないが、前回のような選挙態勢では勝てない
- M) 市民の共同と行動をどう起こしていくか、組織化に難しいところがある
- M) 百条委員会で罷免相当という判断が出たときに、自ら辞めるかどうか
猪瀬の答弁はあまりにも不自然
オリンピックとの関係を指摘する声もあるが、本質を見ていない
- I) オリンピック異議あり委員会開催、来年1月に組織委員会宛に申入れする予定
来年5月～6月ころにシンポジウムを開催する予定
- m) 教育問題について道徳の教科化、教育委員会制度の変革などが狙われている

6 団本部事務所移転の募金について

- M) 東京支部、800万円の目標達成した
- m) 全体としても目標を達成する見込み

7 支部総会について

- S) 特別報告について、各自担当者に依頼し、確認を取ること



日誌 2013年12月12日～2014年1月8日

2013年

12月16日 団構造改革

17日 秘密保護法 PT

18日 団治安問題／支部幹事会・支部 TPP 問題学習会

20日 団市民問題委員会

21日 団労働問題員会／団常任幹事委員会／団貧困問題委員会

24日 団将来問題委員会／団事務局会

26日 支部臨時幹事会

2014年

1月 7日 団秘密保護法 PT

8日 支部事務局会議



全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特徴 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。 ※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

<保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種級別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢	対象期間	
	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

<保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢	支払対象外期間	対象期間: 70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年			
		372日		737日	
		男性	女性	男性	女性
25歳～29歳		993	875	949	843
30歳～34歳		1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳		1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳		2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳		3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳		4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳		6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳		6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL : 03 (3405) 8661

<引受保険会社>

株式会社損害保険ジャパン

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
TEL : 03 (3231) 4111

(S113-08976、平成25年11月11日)